

配分方針

- 昨年度と同様、医師少数区域への配慮を盛り込む。
- 都全体での当年度4月1日時点の研修医採用者数が翌年度定員の削減上限となるため採用実績を考慮した配分とする。
- 令和2年度まで実施していた病院間調整による配分数の変更を認める。

令和4年度配分方法

【配分A=必ず配分すべき数】

- A-1 医師少数区域の基幹型病院(西多摩、南多摩 計10か所) 【従前のとおり】
- A-2 マッチング対象外(受入れ義務への対応) 【従前のとおり】
- A-3 小児科・産科プログラム 【従前のとおり】

【配分B=配分A実施後の残数】(配分B=1,351-配分A)

B-1 各病院の実績に応じて配分

①フルマッチの一般プログラムへは前年度定員数まで配分

②アンマッチがあった一般プログラムへは、過去3か年の採用者数(内定者数(マッチング+二次募集)-国家試験不合格等)の平均まで配分

※ ①、②については配分希望数がより小さい場合そちらを採用

B-2 B-1の残数がある場合に配分

・直近の採用率が高い順に、B-1の結果が配分希望数に満たない病院へ各1を配分

・同率の場合、過去の採用率→内定率→マッチ率の順に考慮し、配分先を決定 ※ 採用率:定員に対する採用者数の割合

【最低定員数調整】上記による配分数が1の病院に、上限数の枠外で各1を配分

【病院間調整】病院間で合意があり、双方から申し出がある場合、定員数の病院間調整が可能

※現行の国の算定式は、前年度の都全体の採用数まで保障される仕組みであり、小児科・産科プログラムの定員未充足が、都全体の定員減に直結する。そのため、各病院へは小児科・産科プログラムの定員充足に向けた努力をお願いします。令和5年度配分以降、小児科・産科プログラムの定員未充足分の取扱いを検討する。

令和4年度開始臨床研修定員配分 都のスケジュール(案)

日にち	実施予定
令和3年2月5日	地域医療対策協議会医師部会 (令和4年度開始研修病院別定員配分方法議論)
(医師部会後)	(都→病院) 病院別定員配分方法(案) 都内臨床研修病院宛て周知
令和3年3月中	(都→病院へ提出依頼) ・募集定員配分希望数、令和3年4月1日時点臨床研修医在籍者数調査 ・募集定員数病院間調整の申し出受付
令和3年3月末(予定)	東京都地域医療対策協議会 (病院別定員配分方法 承認)
令和3年4月15日まで	(都→国) 病院別募集定員配分方法・配分数、関東信越厚生局へ通知
令和3年4月30日まで	(都→病院) 各臨床研修病院宛て、病院別募集定員配分数通知